

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）

イベント運営業務仕様書

1. 目的

青島本島ライトアップ期間中において、安全・円滑な会場運営、多角的な PR 発信による認知拡大、及びライトアップと連動した魅力的なコンテンツ造成を複数回実施し、青島エリアの夜間観光価値の向上を図る。

2. 業務名

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）イベント運営業務

3. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日まで

（参考）ライトアップ実施期間

令和 8 年 9 月 18 日（金）～令和 8 年 11 月 29 日（日）の金土日祝

4. 実施場所

宮崎市青島（青島神社本島エリア、弥生橋、トロピカルロードを含む）

5. 業務内容

受託者は、以下の（１）～（３）の業務を自らの責任において計画・実施すること。

（１）会場運営・安全管理

夜間イベントにおける来場者の安全確保および円滑な誘導

ア.運営スタッフ・誘導員の配置： イベント実施日および混雑期におけるアルバイトスタッフ・案内員の配置。

イ.安全・防犯・通信体制の構築： スタッフ間連携用の無線、会場の防犯・混雑モニタリング用防犯カメラの手配・運用。

ウ.看板等の設営・撤去・運搬： 看板類・夜間照射用パネルライトの設営・撤去および運搬管理。

（２）コンテンツの企画・運営管理

ライトアップ期間中、更に集客を高めるコンテンツを青島神社内・青島ビーチパークを中心に複数回企画・実施すること。

（３）広報・プロモーション・インフルエンサーPR 業務

インフルエンサーの活用やテレビ CM、広報物の作成を実施し、県内外の観光客

へ広くプロモーションを行うこと。

(4) 会場運営

協会が実施する青島本島ライトアップにおいて、青島本島の入島者の管理、受付、チケット販売等の対応業務を必須とする。

6. 成果品

受託者は、業務完了に伴い以下の成果品（データ）を提出すること。

- (1) 業務完了報告書（運営実績、スタッフ配置実績、写真記録等）
- (2) 広報実施報告書（広報・プロモーション実績等）
- (3) 制作物・デザイン原稿データ一式

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱う場合は、その漏えい等の防止に十分な措置を講じること。

(2) 守秘義務

本業務の遂行上知り得た一切の情報・秘密を他に漏らしてはならない。本契約満了後及び解除後も同様とする。

(3) 再委託の取扱い

受託者は、本業務の全部を一括して再委託することはできない。ただし、現地での警備など、業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に委託者の書面による承認を得るものとする。

(4) 損害賠償

受託者の責めに帰すべき事由により、神社施設、文化的景観、第三者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責めを負うこと。受託者はこれに備え、適切な賠償責任保険に加入しておくこと。

(5) 事業計画の中止・変更に伴う契約の解除等

行政等の要請等の不可抗力により、イベント期間前に本事業の開催自体が中止又は著しく変更となった場合、委託者は契約の一部又は全部を解除することができる。この場合において、解除までに発生した調達済みの実費負担の取り扱いについては、委託者と受託者が協議のうえ決定する。なお、単なるイベント本番日の天候不良による当日の一時的な中止等については、契約金額の減額対象とはしない。

8. その他

(1) 業務の進捗報告義務

受託者は、契約締結後、事業実施に向けた進捗状況について、定期的に委託者に

報告しなければならない。また、委託者から要請があった場合は、速やかに詳細を報告すること。

(2) 疑義等の協議

本仕様書に明示されていない事項、又は本業務の履行にあたり疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ、その取扱いを決定するものとする。

(3) 成果品の著作権

本業務を履行する過程で作成されたすべての成果品（図書、写真等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、公益社団法人宮崎市観光協会に帰属する。